

経営力向上計画の活用事例 の具体的なイメージ

平成29年4月 東北経済局 経営支援課

1. 経営力向上計画の活用事例の具体的なイメージ

- 認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、以下のような優遇措置を活用できます。活用の仕方次第で**非常に大きな減税効果等**が期待できます。是非、活用を検討いただくとともに、支援機関の方は、積極的に事業者の皆様にも本制度をご紹介ください。

例：1,000万円の機械装置を購入、設置しようとした場合

例



- 製造業、資本金1,000万円、今期見込税引き前の当期利益500万円の事業者が導入する、

ソフトウェア組込型（NC）複合加工機
取得価額：1,000万円（耐用年数12年）

① 経営力向上計画の認定を受け、固定資産税特例を受ける場合

1. 固定資産税の課税標準額が最初の3年間2分の1に！
 - ・ 通常、各年の課税標準額に税率1.4%をかけた額が固定資産税負担額（3年間で約32万円）。
 - ・ この課税標準額が半減されることで、実質的に固定資産税も半減されます。
 - ・ 上記の機械装置の場合、3年間で、**約16万円の減税効果**があります。
（※減税効果は、設備の取得価格及び耐用年数により変動します。）
- 固定資産税特例は、**赤字の企業にも効果があります**。
 - さらに、**中小企業経営強化税制等との併用**や、**補助金を活用した場合でも**税制の利用が可能です！

2. 税制や補助金を併用した場合の具体的なイメージ

① 固定資産税特例 と 中小企業経営強化税制 を併用する場合の例

1. 中小企業経営強化税制を活用により、即時償却又は税額控除が選択適用できます！
 - ・ 取得価額**1,000万円を即時償却**し、その年度の損金として処理。
 - ・ 取得価額10%※の**100万円を法人税から控除**。

どちらかを選択

(※資本金が3000万円を超える場合は取得価額7%の70万円。控除上限はその事業年度の法人税額の20%まで。)
 2. 経営力向上計画の認定により固定資産税の課税標準額が最初の3年間2分の1に！ → **約16万円の減税効果**
- 税額控除を選択する場合、最大で固定資産税約16万円、法人税100万円、**計116万円の減税!**

② 固定資産税特例と中小企業経営強化税制と補助金(500万円)を併用する場合

1. 補助金採択（認定事業者について、補助金等の優先採択もあります。） → 500万円交付の場合
 2. 中小企業経営強化税制を活用
- 補助金交付額の500万円を圧縮記帳した場合、残額の500万円について即時償却又は税額控除
- ・ 圧縮記帳後の**500万円を即時償却**し、その年度の損金として処理。
 - ・ 圧縮記帳後の金額の10%※の**50万円を法人税から控除**。
- どちらかを選択
3. 経営力向上計画の認定により固定資産税の課税標準額が当初の3年間2分の1に！ → **約16万円の減税効果**
- ※固定資産税については圧縮記帳の適用がないため、取得価額1,000万円を基に固定資産税率がかかります。)
- 税額控除を選択する場合、最大で固定資産税約16万円、法人税50万円、**計66万円の減税!**

3. 具体的事例のまとめ・注意事項

● 制度併用パターン別一覧表 (例示した事業者の活用事例の場合)

各制度の併用パターン	固定資産税	法人税	補助金	その他
① 固定資産税特例のみ	16万円減税	—	—	補助金によっては、補助金の優先採択（審査加点等）あり
② 固定資産税特例と 経営強化税制	16万円減税	1,000万円即時償却 又は、100万円減税	—	
③ 固定資産税特例と 経営強化税制と 各種補助金(500万円)	16万円減税	500万円即時償却 又は、50万円減税	500万円	

● 中小企業経営強化税制活用の際の注意事項

- ※ 1 経営強化税制や固定資産税特例を受けるためには、工業会証明書等を取得し、「**経営力向上計画**」の認定を受ける必要があります。
- ※ 2 税法の要件（取得価額要件、生産等設備を構成するもの、中古資産・貸付資産でないこと など）を満たしている必要があります。
- ※ 3 補助金の採択を受けた設備について圧縮記帳を行う場合、取得価額要件の判定は、**圧縮記帳後の金額で判定**します。
たとえば、機械装置の場合、圧縮記帳後の金額が160万円以上のとき対象になります。
取得金額300万円、補助金150万円の場合、圧縮記帳後の金額は150万円となり、対象外です。
- ※ 4 原則、認定後の設備取得となりますので、各種手続きについてはお早めにご対応下さい。

4. 固定資産税特例と中小企業経営強化税制の対象設備

● 経営力向上計画に基づく固定資産税特例について

機械装置（全て）：160万円以上、10年以内販売開始
 器具備品（全て）：30万円以上、6年以内
 検査工具・測定工具：30万円以上、5年以内
 建物附属設備（全て）：60万円以上、14年以内

★いずれも生産性1%向上要件を満たす必要があります。
 →工業会等からの**証明書**が必要

● 中小企業経営強化税制（法人税にかかる税制措置）について

類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置（160万円以上、10年以内） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上、6年以内） ◆器具・備品（30万円以上、5年以内） （試験・測定機器、冷凍陳列棚など） ◆建物附属設備（60万円以上、14年以内） （ボイラー、LED照明、空調など） ◆ソフトウェア（70万円以上、5年以内） （情報を収集・分析・指示する機能） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械・装置（160万円以上） ◆工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（60万円以上） ◆ソフトウェア（70万円以上） <p>※B類型には販売時期の要件はありません。</p>

- A類型の場合、生産性1%向上要件を満たす必要があります。
要件を満たしていることが証明するため、工業会等から証明書を発行する必要があります。